

第7回名張市介護保険推進協議会 議事録

日 時 令和3年1月12日（火）

午後1時30分から

場 所 名張市役所 大会議室

出席者（所属機関）

会長 白澤政和（国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科）

副会長 東明彦（名賀医師会）

小林庄藏（名張市老人クラブ連合会）

富森盛史（人権擁護委員）

粉川香織（社会福祉法人名張厚生協会）

橋本由佳（三重県介護支援専門員協会伊賀支部）

梅崎享子（名張市民生委員児童委員協議会連合会）

森本良樹（地域づくり代表者会議）

平井吾一（伊賀歯科医師会）

徳山六大（名賀保険薬局会）

福田千恵子（隠おたがいさん事務局）

事務局

名張市 福祉子ども部長 森嶋和宏

地域包括支援センター センター長 中野雅夫

介護・高齢支援室 室長 栗原ひかる、係長 金森陽子、主任 宮本寛太

1. 開会のあいさつ（名張市福祉子ども部長）

本日は大変寒くお足元の悪い中、第7回介護保険推進協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、本協議会において大変熱心にご議論いただいておりますこと重ねて御礼を申し上げます。市長も100年に一度の国難と申しております新型コロナウイルス感染症につきましては、新しい生活様式や人との繋がりが難しい中にあっても地域の繋がりを可能な限り継続していこうと市でも取り組んでおります。本計画におきましても2025年や2040年という高齢化社会を見据え、新たな生活様式や地域共生社会についても計画に盛り込む必要があると考えています。本日はパブリックコメントの結果、次期の介護保険料について皆様のご意見等を賜りたいと思います。また、計画に関する提言についてもご検討いただきたいと思いますので、どうぞ最後までよろしくお願い申し上げます。

2. 事務局より報告

本日は杉本委員より欠席の連絡をいただいております。協議会委員12名中11名の出席により、名張市介護保険条例施行規則第47条第2項の規定（委員の過半数出席で会議成立）に基づき、本会議

が成立していることを報告します。なお、終了後に会議録を作成します関係上、本会議の内容を録音させていただきますのでご了承ください。

3. 会長あいさつ

本日が、これまでご議論いただいていたことの最終としてまとめていただくこととなります。最終的に議会で決定されることとなりますが、本協議会としては計画案をまとめ市に提出させていただきます。まずはパブリックコメントの結果と、計画へどのように反映するのか事務局から説明をお願いいたします。

4. 議事

・名張市高齢者保健福祉計画（第8次改訂）・介護保険事業計画（第7次改訂）（素案）パブリックコメント意見募集結果及び計画（案）について

事務局より資料説明

（白澤会長）

パブリックコメントの結果と前回会議での意見等による修正ということでございました。分けてご質問をお受けしたいと思います。

要支援1、2の人は週3回使っている人もいるのでしょうか。ケアプランに入っていれば使っても良いと思いますが、実態としてどれくらいいるのでしょうか。

（事務局）

基本的にケアマネージャーが必要と見込むのであれば利用できますが、要支援1、2の方の状態から考えて通常は概ね週1回か2回のデイサービスの利用が妥当とさせていただいており、週3回の利用が必要な方につきましては、要介護度の区分変更を提案させていただいております。

（東副会長）

パブリックコメント意見募集結果2ページの下から三行目にある「地域住民主体の生活支援サービスや緩和型サービス」とありますが、計画案101ページでは「地域における生活支援」とあり、緩和型サービスとはどのようなもののでしょうか。

（事務局）

緩和型サービスとは、計画案52ページにありますように、介護予防・日常生活支援総合事業で第1号通所事業（通所型サービス）の推進にある通所型サービス（緩和した基準によるサービス）として、高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業の実施を検討するものとしております。これは、地域住民が主体的にする生活支援サービスや移動支援サービスに加えて、基準を緩和した専門事業者ではないものからの提供を市として検討を進めていきたいと考えております。

（白澤会長）

パブリックコメントの意見に対する考え方に「介護保険事業者が介護サービスを提供していただくには限界があり」とありますが、本計画では公助と互助、共助、自助としていますので、「介護サービスを提供することに加えて」とした方が良いかと思えます。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。内容について改めさせていただきます。

(白澤会長)

先ほどの生活支援サービスの中に緩和型サービスも入っているかと思えますので、生活支援サービスだけで良いかと思えます。

(事務局)

はい。こちらについても改めさせていただきます。

(福田委員)

パブリックコメントの意見に対する考え方に、介護人材の雇用促進として「加算取得の促進に向けた周知啓発に努めています」とありますが、介護職員の給料を上げるには加算が必要なのでしょうか。

(事務局)

介護職員の処遇改善の対策として、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算と二つの加算があります。これらの加算は使途が決まっており、介護職員等の給与改善のための加算として、通常の介護報酬に加えて事業所の努力によって取得できる加算であり、研修の実施や賃金体系について一定の努力、体制を整えることが必要です。まだ取得していない事業所もあることから、市として啓発をしています。

(白澤会長)

他にいかがでしょうか。それでは、パブリックコメントについてはお認めをさせていただきたいと思えます。続きまして、前回の会議から追加した点について、何かご質問いかがでしょうか。

まだ報酬が決まっていないと思うのですが、議会に提出する案として確定しているのでしょうか。

(事務局)

本協議会で計画案等をお示しさせていただきました後、庁内会議にはかり、2月上旬に議会でパブリックコメントの報告と合わせて計画案として報告させていただく予定となっております。その後、3月議会で介護保険料に係る条例改正を経て、計画は3月末に策定する運びとなっております。

(白澤会長)

変わる可能性もあるということでしょうか。

(事務局)

はい。庁内合意も未だな状態でございます。

(白澤会長)

介護保険料の基準月額が200円上がる、もしかしたらもう少し上がる可能性もありますが、内部留保をもう少し使うなどの議論はないのでしょうか。

(事務局)

内部留保は3億円を取り崩す算出をしており、介護保険料の基準月額は、現在の6,300円から200円上がり6,500円とお示しさせていただきます。

(白澤会長)

基準月額は6,500円で固まっているということでしょうか。

(事務局)

はい。

(白澤会長)

これまで黒字として残った3億円を取り崩して保険料を安くするということですが、200円上げることになります。よろしいでしょうか。他に、介護人材の問題や重層的な支援体制の問題、地域の活動を明記するという3点の修正について、よろしいでしょうか。それでは、名張市高齢者保健福祉計画(第8次改訂)・介護保険事業計画(第7次改訂)につきまして、まとめさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、改訂にあたり市に提言することになりますが、事務局が提言案を準備していただいていますので、意見をまとめさせていただきます。

・名張市高齢者保健福祉計画(第8次改訂)・介護保険事業計画(第7次改訂)に関する提言(案)について

事務局より資料説明

(白澤会長)

ご質問いかがでしょうか。

1番目の項目について、ネットワーク「の」強化を図る、「の」をいれる。2番目の項目について、高齢者を支援する地域づくりは、組織ですか団体ですか。

(事務局)

地域づくり組織です。

(白澤会長)

有償ボランティアも組織ですか。

(事務局)

有償ボランティアは団体ですね。地域づくりの組織ですが、有償ボランティアは団体の方が相応しいです。

(白澤会長)

見守り支援と移動支援は書いてありますが、集いの場を書いてないのは、できているからということでしょうか。

(事務局)

集いの場は通いの場として多くあり、これから地域担当保健師等も入って、より通いの場に注力していくこととしています。

(白澤会長)

計画案101ページに84か所の高齢者等サロンとあります。だから、集いの場はもうこれで良いということですね。見守り支援や移動支援はどこに記載があるのでしょうか。

(事務局)

移動支援は、総合事業に位置付けており、地域づくり組織がする支援の一つとしています。見守り支援は、配食ボランティアなど地域支え合い活動全般の中に位置付けています。

(白澤会長)

見守り支援や外出に係る移動支援など、「など」があるから良いと思いますが、これよりも大事なことはないということでしょうか。

(事務局)

2番目の項目で、外出支援や見守り支援と生活支援サービスの内容を分かりやすくしているのは、アンケート調査の結果で移動手段がないことに対して充実する必要があるとのご意見等がありましたことから、このような記載としています。

(白澤会長)

分かりました。他にはいかがでしょうか。

(富山委員)

1、2、3番目の各項目は、それぞれの内容が一つにまとまっていますが、4番目の項目については介護人材不足に対する整備に努めることと風水害や感染症対策に対する協力体制と全く違う内容

が入っているように思います。行数の都合もありますが、4番目の項目については介護人材不足に対する対策や整備のことを、5番目の項目として緊急事態における協力体制の構築としてはいかがでしょうか。それから風水害とありますが、その他の災害もありますので合わせて自然災害の方が無難であるように思います。

(白澤会長)

おっしゃるように5番目の項目にして、風水害は広く自然災害としたらどうでしょうか。

(事務局)

はい。風水害は自然災害という表現に改め、5番目の項目として切り分けさせていただきます。

(白澤会長)

関係機関とは何でしょうか。例えばデイサービスセンターで新型コロナウイルス感染症が拡まったとき、一つの小さな事業所では潰れてしまうことになると思います。事業者間で協力しながら利用者の分散や職員が協力し合う、そういう仕組みをイメージすると当然そこに行政もきちっと関わらないといけない。そのことを文章で読み取ることができるのでしょうか。「自然災害や感染症対策等に関する介護保険事業者支援の協力体制」とするよりも、介護支援事業者間での協働体制を確立することとした方が分かりやすいかもしれません。ただし、行政も関与することが必要で、単に事業者だけでなく、行政が主導して協力体制をとるとした文章にする方が良いかと思います。名張ではそうした協力体制を県レベルでやっているのでしょうか。

(事務局)

はい。県の主導で行っています。

(白澤会長)

県が協力体制を確立するとして、市は協力体制を図ることで良いでしょう。それでは、「5. 自然災害や感染症対策等に関する介護保険事業者の事業者間での協力体制を図ること。」としてよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(梅崎委員)

5番目の項目は、事業者間だけの協力体制ではなく、行政や地域も含めてのことではないでしょうか。

(白澤会長)

地域の人たちも協力するということでしょうか。

(事務局)

はい。自然災害に関しまして、介護報酬改定等の国の示しの中で広域型のデイサービスについても地域とともに取り組むこととあり、国の方向性も踏まえ介護保険事業者と行政、地域、関係機関として県等とともに平時の防災訓練や体制づくりに努めていきたいと計画にも掲げています。

(白澤会長)

自然災害と感染症対策を一緒にすることは無理なのかもしれません。感染症の問題で住民にお願いすることは難しいかと思います。ところが自然災害では、地域の中でお互い助け合ってやっていく。この二つは分けなくてははいけない。

(事務局)

計画(案)では83ページに「災害時を想定した近隣の見守り・支援体制の構築」と「災害に対する備えに対する事業者への支援について」、84ページに「感染症に対する備えに対する事業者支援」を記載しています。

(白澤会長)

事業者間の協力体制については、新型コロナウイルスのことも感染症にも言及されていませんね。

(事務局)

はい。あくまで感染症については、県、保健所等との連携と情報提供までしか計画には記載しておりません。

(白澤会長)

小さな事業所で新型コロナウイルス感染症が発生すると閉鎖するしかない。大きな事業所であれば他の施設との協力体制ができますが、何とかお互い助け合っていこうと協定を結んだりしながらやるのが今の実態で、そこまで書き込んでないのであれば、風水害等自然災害についてと、感染症はもう結局軽く書くしかないのではないのでしょうか。

自然災害については、要するに災害時の要援護者支援、安否確認や避難誘導をしようということであり、感染症については全く違った内容になっています。「感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築」ということについては、協力しようということが書いてあります。

自然災害については要援護者の安否確認や避難誘導等、体制を構築することと、感染症対策については事業者等との協力体制を図ることとして、もう一度私が確認し、そのようなイメージでつくらせていただいてよろしいでしょうか。

(富山委員)

どうしても羅列せざるをえない表現ですね。

(白澤会長)

他に何かございませんでしょうか。長い間どうもありがとうございました。事務局に返させていただきますが、進捗管理も本協議会の役割ですから、またよろしく申し上げます。

5. その他

(事務局)

長時間にわたり熱心に協議いただきありがとうございました。以上を持ちまして第7回名張市介護保険推進協議会を終了致します。本日はどうもありがとうございました。気を付けてお帰り下さい。

(午後2時46分終了)